

真岡市指定給水装置工事事業者申請受付要領（指定・更新）

I 提出書類

1 申請書類

(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（両面）（様式第1）

※ 法人の場合は、登記簿に記載されている役員全員の氏名を記入してください。

(2) 機械器具調書（別表）

(3) 誓約書（様式第2）

※ 下記「Ⅲ 指定の基準」の3を参照のうえ、誓約してください。

(4) 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）

2 添付書類

(1) 法人の場合

- ア 定款又は寄付行為及び登記簿謄本（原本）
- イ 法人市町村民税の完納証明書（原本）
- ウ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- エ 主任技術者の健康保険被保険者証の写し（国保の場合は源泉徴収票等）
- オ 事業所の平面図及び付近見取図
- カ 事業所、機械器具等の写真
- キ 真岡市指定給水装置工事事業者証（原本）※更新の際のみ

(2) 個人の場合

- ア 住民票の写し（原本）
- イ 住民税の完納証明書（原本）
- ウ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- エ 事業所の平面図及び付近見取図
- オ 事業所、機械器具等の写真
- カ 真岡市指定給水装置工事事業者証（原本）※更新の際のみ

3 確認書類（※更新の際のみ）

指定更新時確認書（更新受付の際に確認しますので、事前に記入してお持ちください。）

II 指定（更新）手数料

10,000円（指定給水装置工事事業者証交付時に水道課へ納付していただきます。）

Ⅲ 指定の基準

1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者となる者を置く者であること。

2 次に定める機械器具を有する者であること。

- (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- (4) 水圧テストポンプ

3 次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 水道法に違反し、2年以上経過していない
- (2) 水道法等の規定により指定を取り消され、2年以上経過していない
- (3) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある
- (4) 法人役員のうち上記の(1)～(3)に該当する者がいる

Ⅳ 指定事項変更等の届出書類

1 指定事項の変更があるとき

- ・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- ・ 添付書類

指定工事業者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名の変更の場合

→ 法人の場合は定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人の場合は住民票の写し

法人で役員の名の変更の場合

→ 様式第2（誓約書）及び登記簿の謄本

2 主任技術者の異動があるとき

- ・ 給水装置工事主任技術者（選任・解任）届出書（様式第3）
- ・ 添付書類

給水装置工事主任技術者免状の写し

3 事業者を廃止・休止・再開するとき

指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書（様式第11）

V その他

1 新規に指定を受けたいとき Iの提出書類をご持参ください。

指定を受けた工事事業者には「指定給水装置工事事業者証」を交付します。

※なお、新規の受付は毎月20日締めとしており、事業者証の交付は翌月の初日（平日）に行います。

2 指定事項の変更等があるとき IVの届出書類は郵送でも構いません。

3 指定の更新をするとき Iの提出書類をご持参ください。

指定の更新を受けた工事事業者には「指定給水装置工事事業者証」を交付します。

VI 問い合わせ・提出先

真岡市水道部水道課庶務係

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

TEL : (0285)83-8167

FAX : (0285)84-7512

E-mail : suidou@city.moka.lg.jp